

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
11月7日
(火曜日)

目次

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川開発課).....一

公告

ふく処理師試験の実施(生活衛生課).....二

県営平原地区ほ場整備事業の換地処分(農村整備課).....三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三

教委規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....四

公安委告示

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....五

山口県告示第六百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
片上(2)地区
- 二 区域の範囲



次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号
と七号を結んだ線に囲まれた区域

郡	名	町	名	大字	名	字	名	地	番	標柱番号
大島郡	周防大島町	森	片上	東片上	片上	片上	六九五の二	三三七	一号	一号
"	"	"	"	"	"	"	三三七	三三七	二号	二号
"	"	"	"	"	"	"	三三七	三三七	三号	三号
"	"	"	"	"	"	"	三三七	三三七	四号	四号
"	"	"	"	"	"	"	三三九の一	三三九の一	五号	五号
"	"	"	"	"	"	"	六八四	六八四	六号	六号
"	"	"	"	"	"	"	六八五	六八五	七号	七号

山口県告示第六百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定によ
り、錦川総合開発事業平瀬ダム転流工工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必
要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」とい
う。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとお
り定めた。

平成十八年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム転流工工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字木谷から同市錦町広瀬字畑ヶ瀬までの間
- (二) 工事の概要

工	法	延	長
ナトム工法			四三〇メートル

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で
構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年十一月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年十一月七日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十八年十一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七―七二一―三七四四)にすること。



(五六一) ふく処理師試験の実施

ふくの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)(第十六条の規定により、ふく処理師試験を次のとおり実施します。

平成十八年十一月七日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時 平成十九年二月一日(木曜日)午前十時から正午まで

2 場所 山口市滝町一番一号

山口市庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時 平成十九年二月二十二日(木曜日)午前九時から

2 場所 山口市富田原町一番一八号

財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(第四十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(

で、三年以上ふくの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成十八年十二月十一日(月曜日)から平成十九年一月十日(水曜日)まで(郵送

の場合は、一月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))

五 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (五) ふぐ処理業務従事証明書
- (六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦

三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
 (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(五六二) 県営平原地区ほ場整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営平原地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十一月七日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十八年十月二十三日

二 換地処分の内容

県営平原地区ほ場整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五六三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十一月七日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市古開作字中東條

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市東区光町一丁目一〇番一九号

株式会社ハーティウオンツ



山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三十一号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一柳井学区の項中「熊毛郡上関町、田布施町、平生町」を「熊毛郡」に、

山口県立久賀高等学校

を

山口県立久賀高等学校

山口県立周防大島高等学校

に改め、同

表厚狭学区の項中

山口県立大嶺高等学校

を

山口県立大嶺高等学校

山口県立青嶺高等学校

に改める。

別表第二中

岩国市のうち通津中学校区、灘中学校区、由宇中学校区

山口県立安下庄高等学校

山口県立久賀高等学校

を

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岩国市のうち通津中学校区、灘中学校区、由宇中学校区

山口県立安下庄高等学校

山口県立久賀高等学校

山口県立周防大島高等学校

山口県公安委員会告示第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成十八年十一月七日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

(一) 初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

(二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

(一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
平成一九、二、一五 午前一〇時	山口県警察本部
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
一〇、一八 " " " " " " " " " "	

に

(二) 経験者講習会

" " " " " " " " " "

開催の日時	開催の場所
平成一九、二、一五 午後一時	山口県岩国西警察署
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
平成一九、二、一五 午後一時	山口県警察本部
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
" " " " " " " " " "	
三、一六 " " " " " " " " " "	

平成十八年十一月七日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

〃 〃 〃 〃
一 九 七 五
六 四 〇 八
〃 〃 〃 〃

山口県長府警察署